

2010年1月21日

瑞浪市長 水野光二様

埋めてはいけない!核のゴミ実行委員会・みずなみ
代表 市川千年
くらし しぜん いのち 岐阜県民ネットワーク
代表 寺町知正
放射能のゴミはいらない!市民ネット・岐阜
代表 兼松秀代

事業仕分け作業における超深地層研究所計画の疑義に関する質問書

岐阜県民の幸せのために、尽力いただきありがとうございます。

2009年11月25日の行政刷新会議「事業仕分け」において、岐阜県瑞浪超深地層研究計画および幌延深地層研究計画に係る(独)日本原子力研究開発機構・高レベル廃棄物処分技術開発(深地層部分)について審議が行われた際、下記のやり取りを確認しました。

・仕分け人

「今の2カ所(岐阜県瑞浪市、北海道幌延町)は、絶対、実際の場所にはならないという合意のもとでやっているのですか?」

・文部科学省

「そこは非常に微妙なところでありますけども、地元との関係では、そういう考え方でやっています。」

()内は、仕分け内容及び文脈から補いました。

原子力委員会の放射性廃棄物対策専門部会は1992年8月の報告書「高レベル放射性廃棄物対策について」において、深地層施設の計画は「処分場の計画と明確に区別して進める」ことを新たに明記(1992年12月原子力委員会決定)しました。このことを前提に県および瑞浪市、土岐市は旧動燃と「研究所について」放射性廃棄物の持ち込み禁止や「放射性廃棄物の処分場とはしない」ことを1995年12月28日の四者協定において確認しました。協定締結の際、旧科学技術庁長官が立会人として署名捺印しました。

さらに、1998年9月18日には旧科学技術庁長官が知事や地元が処分場を受入れないと言っているので、「岐阜県内が高レベル放射性廃棄物の処分地になることはないものであることを確約します」とする回答(通称「確約書」)を知事に提出しました。

ところが今回の文部科学省の発言は、瑞浪市や土岐市、岐阜県との関係では、「絶対、実際の場所にはならないという合意のもとでやっている」が、それはあくまで自治体向けの建前にすぎず、別の場面では「そこは非常に微妙」であるとの国の本音を吐露したものと受けとめざるを得ません。つまり、岐阜県や瑞浪市、土岐市への説明と国に向けての説明を意図的に使い分ける事により、超深地層研究

所の周辺地域を最終処分地にしようとする意図があるとの疑念を禁じえません。

なぜなら「明確に区別」との報告書をまとめた原子力委員会放射性廃棄物対策専門部会の主査・生田豊朗氏は「将来的に研究のメドがついたあと、地元の意向が変われば、話は変わるかも知れない」（1992年10月22日(原子力産業新聞)と語るように、研究所を受け入れさせるための方便としての「明確に区別」です。

だからこそ、同部会委員の川上幸一氏(神奈川大学)は「地下研究施設が将来、処分場にならなくても、施設に近い同じ地層の地域はどうかなのかとの問題が残る」（1992年「エネルギーフォーラム」7月号)と、研究所と処分場との密接、かつ根本問題を指摘しています。川上氏の指摘はフランスの地下研究所ビュールと処分候補地で現実のもとなっています。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に深地層研究所受け入れ地域の除外規定はありません。

そこで私たちは、核廃棄物施設誘致に反対する道北連絡協議会と共に本日文部科学省に対し、質問書(別添1)を提出しました。

同時に「微妙」発言に対する瑞浪市の考えと対応を伺います。2月12日までに、各項目ごとの文書による回答をお願いします。

- 1.この発言をいつ、確認されましたか。
- 2.この発言を、どのように受け止めますか。
- 3.文部科学省に対しどのような対応をされましたか。具体的に示してください。
- 4.文部科学省に対しいまだ対応していない場合は、今後の対応を具体的に示してください。
- 5.文部科学省への対応の必要がないとお考えの場合は、その理由を記してください。

なお、2009年12月9日に資源エネルギー庁が岐阜新聞と共催で行った全国都道府県高レベル放射性廃棄物処分事業説明会は、旧科学技術庁長官がした1998年9月18日付回答(確約書)を反故にし、知事が高レベル放射性廃棄物の処分場を受け入れないとの資源エネルギー庁長官への説明をないがしろにした信義にもとる行為です。私たちは資源エネルギー庁に抗議したことをお知らせします(別添2)。

以上

この件についての問い合わせと回答は下記をお願いします。
埋めてはいけない!核のゴミ実行委員会・みずなみ